

肝属川学識者懇談会 規約

(名称)

第1条 本会は、「肝属川学識者懇談会」（以下「懇談会」という。）と称する。

(目的)

第2条 懇談会は、肝属川水系河川整備計画（以下、「整備計画」という。）策定後の流域の社会情勢の変化や地域の意向、河川整備の進捗状況や進捗の見通し等を適切に反映できるよう、その内容についての点検の実施及び、必要に応じて作成する整備計画の変更原案に関して意見を述べることを目的とする。

また、整備計画に基づいて実施される事業のうち、事業評価の対象となる事業について、九州地方整備局長が設置する事業評価監視委員会に代わって審議を行うものとする。

(組織等)

第3条 懇談会は、九州地方整備局長が設置する。

- 2 懇談会の委員は、学識経験を有する者のうちから、九州地方整備局長が委嘱する。
- 3 懇談会の委員の任期は原則として2年とし、再任を妨げない。
- 4 懇談会は、必要に応じて委員以外の者に対し、懇談会の場で意見を求めることができる。

(懇談会の成立)

第4条 懇談会は委員総数の2分の1以上の出席をもって成立する。

(委員長)

第5条 懇談会には委員長を置くこととし、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は懇談会の運営と進行を総括し、懇談会を代表する。
- 3 委員長が都合により出席できない場合には、委員長があらかじめ指名する者が職務を代行する。

(公開)

第6条 懇談会の公開方法については、懇談会で定める。

(事務局)

第7条 事務局は、国土交通省九州地方整備局大隅河川国道事務所に置く。

(規約の改正)

第8条 懇談会は、この規約を改正する必要があると認めるときは、委員総数の3分の2以上の同意を得てこれを行うものとする。

(その他)

第9条 この規約に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は、懇談会において定める。

(附則)

この規約は、平成26年8月18日より施行する。

肝属川学識者懇談会 委員名簿

(敬称略 五十音順)

氏名	分野	所属等
<small>あだち たかひろ</small> 安達 貴浩	環境工学	鹿児島大学工学部海洋土木工学科 教授
<small>いしづか よしのぶ</small> 石塚 孔信	空間の経済学	鹿児島大学法文学部経済情報学科 教授
<small>さいた とものり</small> 齋田 倫範	環境水理学	鹿児島大学 学術研究院 理工学域工学系 准教授
<small>さかもと はやお</small> 坂元 隼雄	水質・ 地球環境	鹿児島大学 名誉教授 (財)鹿児島県環境技術協会 技術顧問
<small>さこう かずなり</small> 酒匂 一成	土質工学	鹿児島大学 学術研究院 理工学域工学系 准教授
<small>しのみや あきひこ</small> 四宮 明彦	魚類	鹿児島大学水産学部水産学科 元教授
<small>ひきだ まこと</small> 疋田 誠	河川工学	鹿児島工業高等専門学校 名誉教授
<small>やまうち まさひと</small> 山内 正仁	環境工学	鹿児島工業高等専門学校 都市環境デザイン工学科 教授